

第 1 回 酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会

「第 5 期酒田市地域福祉計画」の 策定について

「地域福祉」とは

地域に住むすべての人が、住み慣れた家庭や地域の中で自分らしく安心した生活を送ることができるよう、同じ地域に暮らす仲間として地域全体で支え合う関係を築き、住みよいまちをつくり上げていく取組です。

令和 8 年 7 月 3 日（金）／ 市役所 第一委員会室

1 計画策定の趣旨

社会福祉法の基本理念の一つである地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法第107条の規定に基づき、酒田市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取り組みを示す計画として策定するもの。

■法的な位置づけ

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

➤ 市町村地域福祉計画の策定は**努力義務**とされ、高齢者、障がい者などの**福祉の各分野における計画の「上位計画」**として位置づけ

2 現行計画（第4期酒田市地域福祉計画）について

■基本理念

暮らしと生きがいを共に創り、お互いが支え合う酒田
～社会包摂による共生社会の実現を目指して～

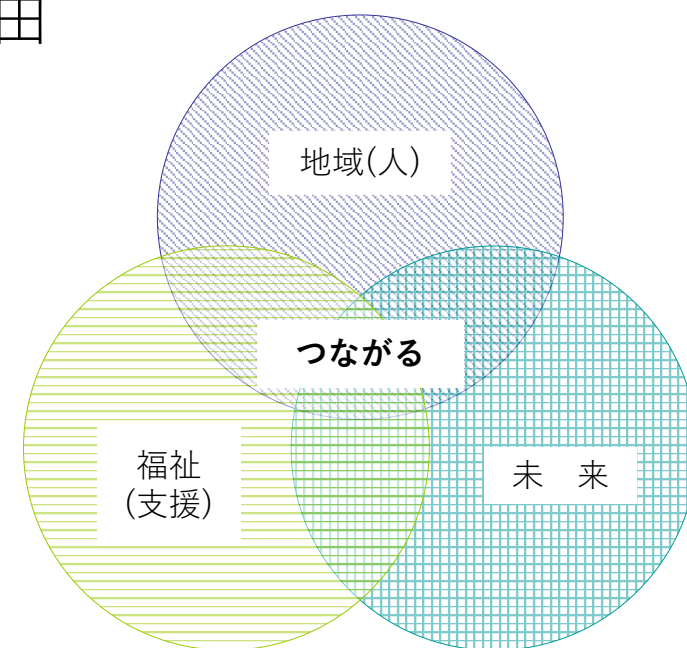
■基本目標

- ① 共に支え合い、地域が「つながる」まち
- ② 誰もが安心できる、福祉が「つながる」まち
- ③ ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち

■計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

※今年度で計画期間終了



〔「つながる」イメージ〕



新たに令和9年度からの福祉施策の方向性等を示す
「第5期酒田市地域福祉計画」を策定する

3 現行計画（第4期酒田市地域福祉計画）の施策体系図

基本理念

暮らしと生きがいを共に創り、
社会包摂による共生社会の実現を目指して

基本目標

基本目標1

共に支え合い、地域が
「つながる」まち

基本目標2

誰もが安心できる、福
祉が「つながる」まち

基本目標3

ひと・こころを育て、未
来に「つながる」まち

推進施策

- 1 地域で支え合うしくみづくり
- 2 地域福祉の拠点づくり
- 3 災害時に備えた支援体制の構築

- 4 地域で安心して生活するための支援
- 5 生活の困りごとを抱える人への支援
- 6 再犯防止の推進
- 7 成年後見制度の利用促進

- 8 福祉の心を育むまちづくり
- 9 地域力向上にむけた人材育成
- 10 健康づくりの推進

4 これまでの福祉施策の取り組み

■第1期計画（平成19年度～平成22年度）

- 市役所福祉総合案内の設置
- 安心生活創造事業による高齢者等への見守り活動の実施
- 災害時要援護者台帳の整備
- 高齢者の活性化による元気な地域づくりのための老連大学事業
- 地域ぐるみで子育てを支援する地域子育て応援事業

■第2期計画（平成23年度～平成27年度）

- 地域支え合い活動推進事業（琢成地区のよろずや琢成、日向地区の除雪ボランティア等）
- 居場所づくり事業（地域高齢者支え合い事業）
- 救急安心カード整備事業
- 成年後見事業の開始

■第3期計画（平成28年度～令和3年度）

- 市内社会福祉法人の連携・協働によるふくし出前講座・ふくし共育出前講座の実施
- 障がい者差別支援地域協議会の設置及び条例の制定
- 子ども・家庭総合支援室の設置

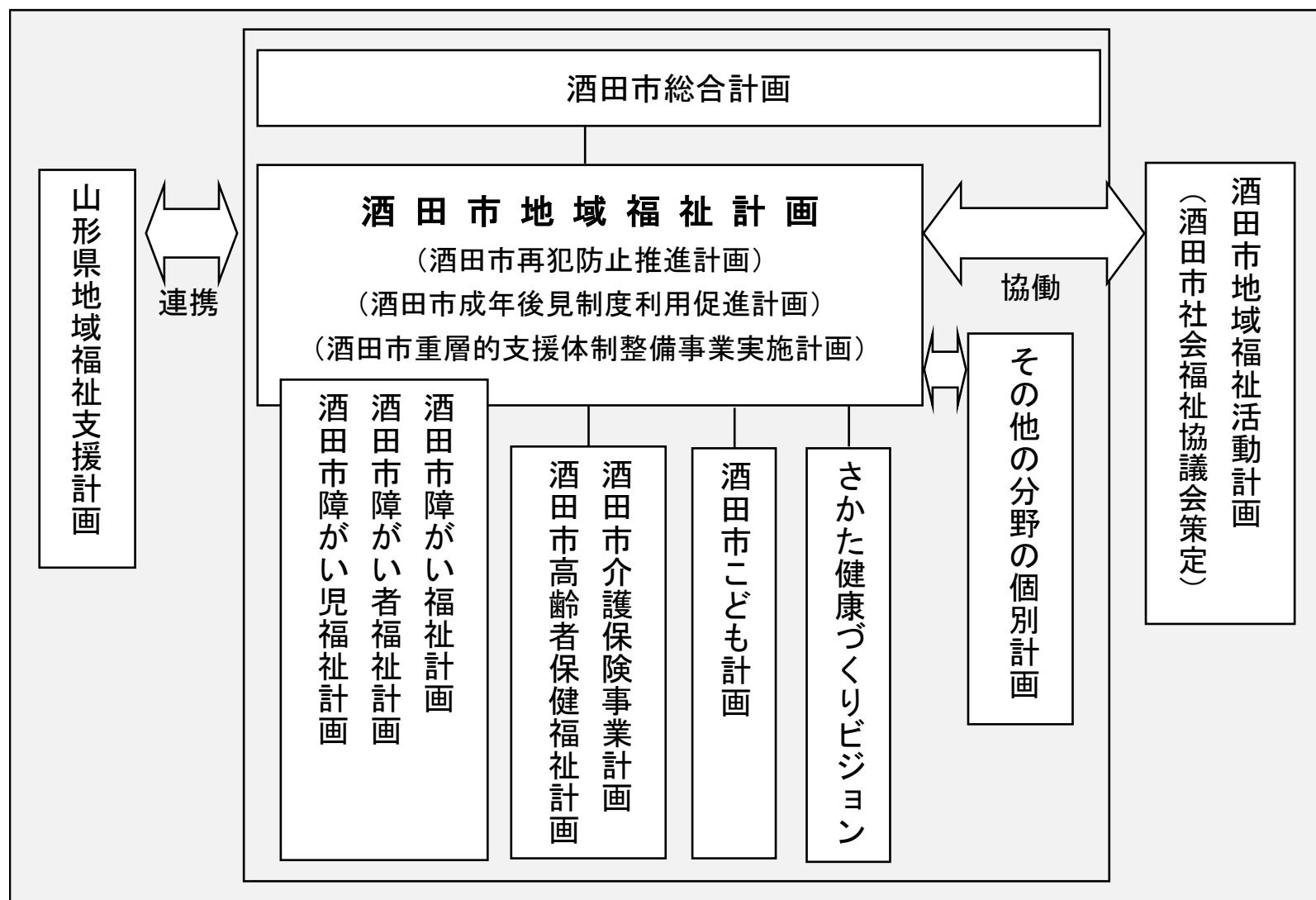
■第4期計画（令和4年度～）

- 権利擁護・成年後見センターの設置
- ひきこもり相談窓口の開設
- 個別避難計画の整備（災害時要援護者台帳と見守りネットワーク支援台帳の一体的な運用）

5 次期計画（第5期酒田市地域福祉計画）の位置づけ

「酒田市総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に関する事項について、各分野の具体的施策を定めた個別計画と整合性を図りながら策定します。

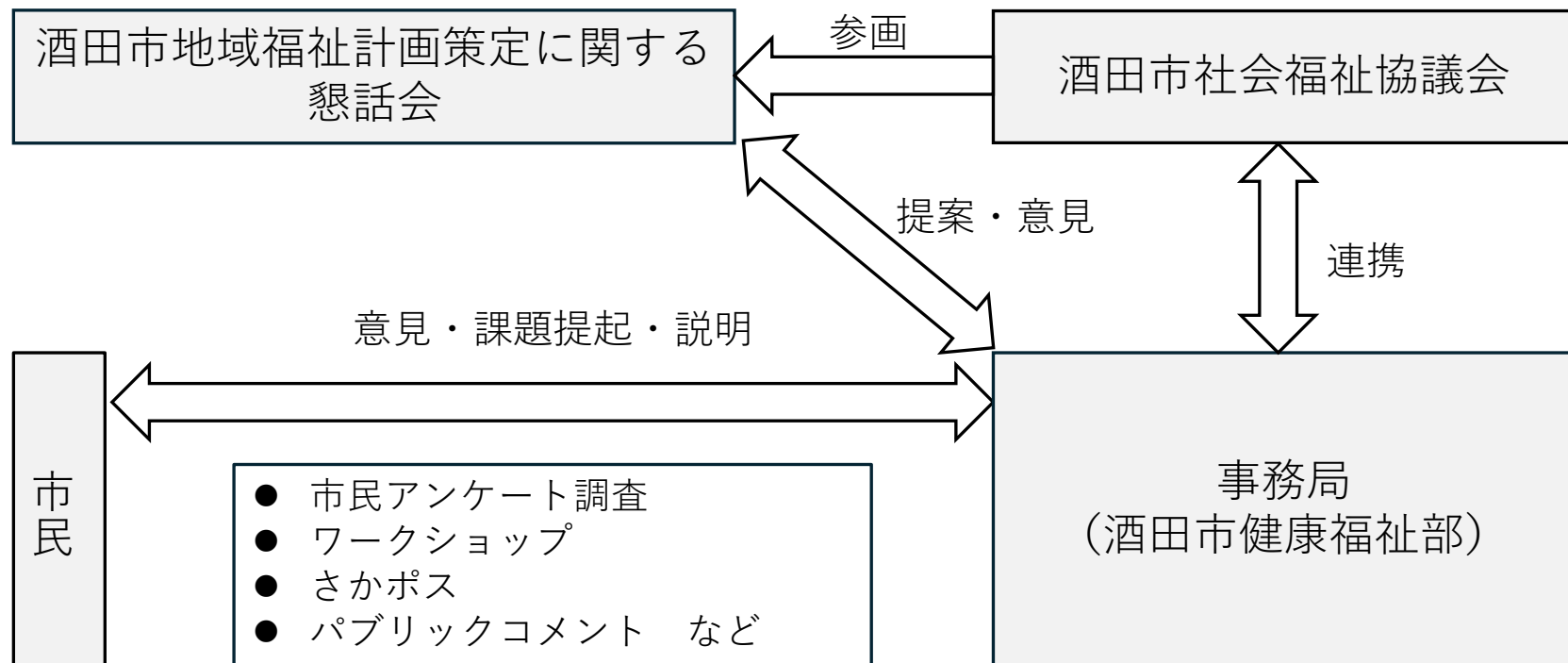
【酒田市地域福祉計画イメージ図】



6 次期計画（第5期酒田市地域福祉計画）の策定体制

計画の策定にあたっては、市民アンケート調査、ワークショップ等を行い、多様な視点から地域の現状と課題を分析し、計画の骨子案・計画案をまとめます。

また、専門的な見地から意見を聴取するため、地域関係者団体などからなる「酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会」やパブリックコメント等で幅広い分野からの意見を取り入れながら検討を行います。



7 次期計画（第5期酒田市地域福祉計画）の計画期間

計画の期間は、主要な関連計画と整合を図るため、令和9年度から令和14年度までの6年間とします。なお、国の動向などを踏まえながら、市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総合計画	後期計画（R5～R9）				次期計画（前期：R10～R14、後期：R15～R19 の見込み）							
地域福祉計画	第4期（R4～R8）			第5期（R9～R14）								
障がい者福祉計画	第5期（R3～R8）			第6期（R9～R14）								
障がい福祉計画	第7期（R6～R8）			第8期（R9～R11）								
障がい児福祉計画	第3期（R6～R8）			第4期（R9～R11）								
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第9期（R6～R8）			第10期（R9～R11）								
こども計画	子ども・子育て支援事業計画	こども計画（R7～R11）										
健康づくりビジョン	健康さかた21計画（R6～R17）※R11中間評価											
	自殺対策計画（R6～R11）											

8 次期計画（第5期酒田市地域福祉計画）の関連計画

■再犯防止推進計画

再犯防止推進法第8条第1項に基づく「市町村再犯防止推進計画」として策定するもの。現行計画と同様、次期計画においても地域福祉計画に包含させ、一体の計画として位置づけます。

■成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定するもの。現行計画と同様、次期計画においても地域福祉計画に包含させ、一体の計画として位置づけます。

■重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するもの。現行計画の令和6年度中間見直し時に盛り込んだ経緯を踏まえ、次期計画においても地域福祉計画に包含させ、一体の計画として位置づけます。

■地域福祉活動計画（酒田市社会福祉協議会策定）

社会福祉協議会が地域住民や行政、福祉団体等と連携して取り組む具体的な地域福祉活動を定めたもの。現行計画と同様、次期計画においても地域福祉計画と一体的に策定し、酒田市と酒田市社会福祉協議会の協働により、同じ理念や目標を共有し、地域福祉を推進します。

9 次期計画（第5期酒田市地域福祉計画）の策定スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年5月	議会民生常任委員協議会（計画の策定体制、スケジュール等） アンケート調査の実施（～6月）
7月～8月	第1回地域福祉計画策定に関する懇話会の開催 関係団体への意見交換会の開催（再犯防止、成年後見制度） ワークショップの実施（地域の現状と課題等）※2回開催 さかポスの実施（意見募集） アンケート調査の集計・分析
11月	第2回地域福祉計画策定に関する懇話会の開催
12月	議会民生常任委員勉強会（計画の骨子、計画案等） パブリックコメントの実施（～1月）
令和9年2月	第3回地域福祉計画策定に関する懇話会の開催 議会民生常任委員協議会（最終案の報告）
3月	計画策定、公表

10 【参考】市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項① ※社会福祉法第107条

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活枯
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

10 【参考】市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項② ※社会福祉法第107条

二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び見守り・支援の推進方策

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公共サービスの連携による公私協働の実現

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

五 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機能の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築